

平成30年度 事業計画書

自 平成30年4月 1日

至 平成31年3月31日

社会福祉法人 柳川市社会福祉協議会

平成30年度柳川市社会福祉協議会事業計画書

《情勢と基本方針》

我が国は、高齢化や人口減少、経済活動による地域間の人口格差の進行、また生活スタイルの多様化等により、家族や地域社会の支えの力が脆弱になってきています。今後益々進行する人口構造や地域社会の変化に対し、従来の福祉施策の充実だけでは対応困難との見通しから、国は「地域共生社会」の実現という新しい社会福祉の考え方を打ち出し、社会福祉法や介護保険法等関係法令の改正を進めています。社会福祉協議会においても、こうした制度改正の趣旨に対応した地域の福祉力向上を図る取り組みが求められています。

ところで、柳川市の状況は、平成30年1月末現在、人口は67,139人（前年比577人減）、世帯数は25,436世帯（前年比267世帯増）、高齢化率32.0%となっており、核家族化と高齢化は年々進行しています。

このような状況を踏まえ、本会はこれまで以上に地域の生活課題や福祉ニーズに即応した福祉事業の開発、実践に積極的に取り組んでいきます。

地域福祉活動においては、昨年度、柳川市が策定する第2期地域福祉計画に合わせて、平成30年度から5カ年を計画期間とする第2期地域福祉活動計画を策定しました。本計画の基本理念である「笑顔でつながる福祉のまち柳川」の実現に向けて、地域住民や行政をはじめ、多様な関係者等と協働し、これまでの事業推進の課題へ対応しながら、新たな福祉課題への取り組みも進めてまいります。

介護保険事業については、今年度、介護保険制度の改正に伴い介護報酬の改定が行われることから、厳しい事業経営が予想されます。制度内容の改変に的確に対応し、事業の効率化を進めながら、介護事業所の安定した事業経営をめざすとともに、利用者の立場に立ったきめ細かな質の高い介護サービスの提供に努めていきます。

法人経営については、昨年度から実施されている社会福祉法人制度改革を受け、経営組織のガバナンスの強化をはじめ、事業運営の透明性の向上や財務規律の強化を図るとともに、承認社会福祉充実計画を尊重し、法務、税務及び会計など適正に処理していきます。

このように、社会福祉協議会を取り巻く環境は、さらに厳しさを増していますが、本会は、地域福祉の中核的団体として、多様化する住民の福祉ニーズに即応できるよう、役職員一丸となって取り組んでいきます。また、ともに支え合う福祉のまちづくりをめざし、住民や関係機関との連携を図りながら、地域福祉の推進に努めていきます。

《重点目標》

1. 社会福祉法人改革への対応及び事業継続のための財政運営
2. 第2期地域福祉活動計画に基づく地域福祉活動の推進
3. 介護保険制度改革への対応

《法人経営部門》

本年度から、社会福祉法人制度改革により、経営組織のガバナンスの強化をはじめ、事業運営の透明性の向上や財務規律の強化を図ることが義務付けられます。

経営組織のガバナンスの強化については、これまで任意設置の諮問機関であった評議員会が、法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う必置の議決機関として位置付けられました。

事業運営の透明性の向上については、社会福祉法人の高い公益性に照らし、これまで公表を義務付けていた事業報告書や決算書に加え、定款や役員報酬基準等についても住民が情報を入手しやすいホームページ等で公表することとなりました。

財務規律の強化については、適正かつ公正な支出管理を確保するとともに、福祉サービスへ再投下可能な余裕財産を明確化し、社会福祉充実計画を作成することが義務付けられました。

今回の社会福祉法人制度改革を背景に、本会では法人の健全経営や地域福祉の担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、安定的な財政基盤を確保するとともに、その提供する福祉サービスの向上並びに事業経営の透明性を確保するために、次の事務事業を行います。

1. 組織運営事業

(1) 理事会等の開催

地域福祉推進にふさわしい事業を市民と協働して実施していくために、理事会等を中心に法人経営の強化を図ります。

- 理事会の開催
- 評議員会の開催
- 正副会長会の開催
- 評議員選任・解任委員会の開催
- 企画・財政委員会の開催
- 運営会議の開催（定例月2回、対象者：常務理事及び管理職等）

(2) 監査の実施

事業の健全経営や透明性を図るため、法人の財産状況等の監査を受けます。

- 本会監事による監査（原則として年1回）

(3) 役員等の改選

改正社会福祉法の施行に伴い、新役員及び評議員体制での法人運営が始まるため、選任手続きを適切に行います。

- 理事及び監事の任期（平成29年6月の定時評議員会の開催日から平成31年6月の定時評議員会の開催日まで）
- 評議員の任期（平成29年4月1日から平成33年6月の定時評議員会の開催日まで）

(4) 安定的な財政基盤の確保

① 社協会費の推進

地域行政区等の協力を得て、一般会員を募集します。また、広報誌やホームページを活用して本会に対する認知度を高め、本会の趣旨に賛同する団体及び企業等の特別会員を推進します。

□ 一般会員（目標／17,848世帯、8,924千円）※7月を推進月間とします。

□ 特別会員（目標／10団体、100千円）※8月を推進月間とします。

② 積立資産の運用

長引く低金利の金融市場にあって、近年その果実は少額で推移しており、より有利な資金管理方法を模索すべき状況にあることから、平成26年10月から積立金の一部を国債又は地方債等の安全性の高い有価証券で管理することとしています。

今後も安定的な財政基盤を確保する必要性から、安全性及び収益性の高い方法で管理を行っていきます。

(5) 社会福祉充実計画の策定

社会福祉法人制度改革においては、平成29年4月1日以降、毎会計年度、貸借対照表の資産の部に計上した額が控除対象財産を上回るかどうかを算定し、上回る額がある場合には、その額を財源として、既存の社会福祉事業の充実等に関する計画を策定し、実施しなければならないこととなっています。

この計画策定は、平成28年度の決算から対象となっているため、関係法令をはじめ、厚生労働省が示す事務処理基準を遵守し、適正な計画作成を行い実施していきます。

(6) 苦情解決制度

福祉サービスに対する利用者の満足度を高め、利用者個人の権利の擁護とサービス提供者としての信頼及び適正性の確保を図るために、社会福祉法第82条の規定に基づき、苦情解決制度を適正に実施します。

(7) 情報公表

財務状況の不透明さを払拭し、市民から信頼を得られる法人であるために、適正な財務諸表及び現況報告書等のインターネットでの公表を行います。

(8) 法令遵守

社会福祉法人が遵守すべき法令を熟知してコンプライアンスの意識を高めるとともに、必要な庶務の実施及び規程等の改正を行います。

2. 連絡調整事業

(1) 関係機関とのネットワーク

関係機関の主催する各種委員会等へ役職員を派遣し、ネットワーク化を図ります。

(2) 民間助成等の情報提供

関係団体への情報提供及び申請があった場合の推薦などを行います。

(3) 後援名義の使用許可等

関係団体が主催する社会福祉を目的とする各種事業の周知のために名義後援等を行います。

(4) 関係団体の表彰推薦

関係団体が主催する社会福祉事業等に関する表彰に係る推薦事務を行います。

3. 研修事業

(1) 役員等研修

役員及び評議員の改選期のため、社会福祉協議会の役割や事業内容について、研修を実施
します。

- 役員及び評議員研修の実施
- 監事等対象の会計セミナーへの参加

(2) 職員研修

[内部研修]

職員の資質向上を図るために、内部研修の開催を計画します。なお、昨年度から、社協全体の業務や課題に対する共通理解を深め、オール社協で事業を推進していくために、各拠点及び多職種の職員で構成する職員研修企画会議を立ち上げ、研修を企画していきます。

- 職員基礎研修（6月、8月、11月 常勤職員対象）
- パソコン研修（8月 常勤職員対象）
- 交通安全研修（12月頃 全職員対象、柳川市が実施する交通安全研修に参加）

[外部研修]

外部機関が実施する担当業務または階層別研修に必要な応じて参加します。

- 専門研修
- 人権・同和研修

4. 人材育成事業

(1) 実習生の受入

社会福祉の専門家や介護職を目指す柳川市内在住または出身の学生等に、人材育成の一環として実習の場を提供します。

- ホームヘルパー等の介護職
- 社会福祉士等の相談援助職

《地域福祉活動推進部門》

昨年度、第2期地域福祉活動計画を行政の地域福祉計画とともに策定しました。今年度は、この計画の実践1年目となることから、前計画を振り返り、これまでの課題に対応しながら新たな福祉課題への取り組みも進めてまいります。

小地域福祉活動の推進については、従来の民生児童委員や福祉委員など福祉関係者による見守り活動に加え、地域住民の協力による組織的な見守り活動の体制づくりを進めるため、他市町の実施状況を把握し、本市における見守りネットワークの構築に向けた取り組みを進めるとともに地域住民及び関係者への理解促進を図っていきます。

また、地区社協活動については、研修会の開催支援及び運営や活動に関する助言等、地区担当職員による個別支援の充実を図っていきます。併せて、各地区の運営を担う役員等を対象に全体研修会の開催及び先進的な取り組みを学習するための視察研修を実施し、各地区の組織体制の強化と活動の活性化に向けた支援に努めます。

福祉委員については、今年4月から4期目の任期が始まります。福祉委員活動の定着を図るため、研修機会の充実、地域の福祉関係者との連携強化、住民への周知啓発など、福祉委員活動の支援に努めます。

社協事業や地域活動等の広報啓発及び福祉情報等の情報提供の充実を図るため、レイアウトや文字の大きさ等に配慮した読みやすい広報紙づくりを進めます。また、既存のホームページについては、検索・閲覧しやすく、より利便性の高いホームページとなるよう、構成・デザインを刷新し、情報提供の充実を図ります。

子どもの貧困・孤立防止に対する支援として、経済的な事情などにより、家庭で十分な食事がとれなくなった子どもに、無料もしくは安価な食事や居場所を提供する子ども食堂を実施する団体等への支援について取り組みを進めていきます。

社会福祉法人制度改革に伴い、すべての社会福祉法人に公益的な取り組みをすることで地域社会に貢献すべきことが義務付けられました。市内の社会福祉法人や施設との地域公益事業への取り組みについても連携を進めていきます。

今後も、社協職員が積極的に地域に出向き、地域住民や福祉関係者、関係機関と連携協働し、地域の福祉ニーズの把握や福祉課題の解決に努め、市民に必要とされる存在になるよう努めていきます。

以上、この部門では、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりのため、次の事業を行います。

1. ボランティア活動・福祉教育

(1) ボランティアセンター事業〔市受託事業〕

市民のボランティア活動に関する理解と関心を高め、活動への住民参加の促進を図るために、次の事業に取り組みます。

- ボランティアに関する相談・登録・斡旋
- ボランティア発掘・育成
- ボランティア入門講座

- ボランティア団体の支援及び連絡調整
- ボランティアに関する情報の収集及び提供・広報活動
- ボランティアコーディネーターの配置
- ボランティア活動保険への加入促進
- 災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施

(2) 障がい者問題啓発セミナーの開催

当事者の抱える問題や生活実態を知ってもらう機会を設け、障がい者に対する理解促進を図ります。

(3) 子育て支援講座の開催

子育てに関する知識の習得及び親同士の仲間づくりを支援するために実施します。

(4) 市民福祉講座の開催

市民に関心の高い時事福祉問題や暮らしに役立つテーマについて学習機会を提供します。

(5) 災害に強い地域づくり講座の開催

住民同士の支援活動を円滑に進めるために必要な知識の普及を図ります。

(6) 傾聴ボランティア講座の開催

相談支援の基本となる傾聴の基礎を学び、地域や福祉施設等において活動する傾聴ボランティアを養成します。

(7) よりあい活動支援講座の開催

地域活動の支援者を育成し、よりあい活動や地域活動のより一層の推進を図ります。

(8) 福祉教育教材活用事業

福祉読本「ともに生きる」を市内の各小学校等に配布し、福祉教育教材として活用してもらうことにより、福祉の心の醸成を図ります。

2. 調査・広報・普及

(1) 社協だよりの発行／年6回

社協事業や地域の福祉活動等を広く市民に広報するため、市内全戸に広報誌を配布します。

(2) ホームページ等による情報配信 [<http://www.yanagawa-shakyo.or.jp/>]

社協情報や福祉情報など、ホームページやフェイスブックを活用しタイムリーな情報配信を行います。ホームページのデザインを刷新し、利便性の向上を図ります。

(3) 市民福祉座談会の開催

社協事業や財源に対する理解を促し、市民の福祉課題に向き合う場として実施します。

(4) 福祉データ基礎調査

人口や世帯数、高齢者数、高齢化率など福祉関連のデータを把握し、地域への情報提供等に活用するために調査を行います。

(5) 社会福祉大会の開催 / 柳川地区で10月20日開催予定

社協活動や社会福祉への関心を高め、地域福祉活動を推進するための社協会費・共同募金・寄附金への認識を深めてもらうことを目的に実施します。

(6) 児童・高齢者福祉啓発事業

5月の児童福祉月間及び9月の老人福祉月間に合わせポスターを作成し、公共施設等に掲示することにより、児童・老人福祉に関する普及啓発を行います。

(7) 共同募金運動への協力

福岡県共同募金会柳川市支会の事務局と連携し、共同募金運動や災害時の義援金募集などに協力します。

3. 小地域福祉ネットワーク・よりあい活動

(1) 福祉委員の設置推進

住民の福祉活動を担う地域の福祉ボランティアとして福祉委員の設置推進並びに未設置地区の設置促進を図ります。

(2) 福祉委員新任研修会・全体研修会・地区別研修会〔新規〕の開催

福祉委員活動への認識を深めるとともに、時事問題への理解促進並びに活動に必要な情報提供を行い、福祉委員の資質向上を図ります。また、新たに地区別研修会を開催し、福祉委員の情報交換及び交流の場づくりを支援します。

(3) 福祉関係者座談会の開催

行政区長や民生児童委員、福祉委員等地域の福祉関係者を対象に、支え合いマップづくりなどを通じて要援護者情報や地域課題の共有、情報交換の機会を設定し、関係者相互の連携強化と情報提供に努めます。

(4) 地区社協連絡会の開催〔年4回〕

地区社協活動に関する課題の共有や各地区相互の情報交換の場として開催します。また、他地区の先進的な取り組みを学習するため視察研修を実施します。

(5) 地区社協役員研修会〔新規〕

地区社協の運営を担う役員等を対象に、地区社協活動に対する共通理解の促進及び各地区の活動状況を知る機会を提供することで、活動の活性化と役員の意識高揚を図ります。

(6) 個別地区社協支援〔地区担当職員による個別支援〕

各地区の研修会等の開催支援、運営や活動に対する助言など、地区担当職員による活動支援を行います。

(7) 見守りネットワークの推進

地域住民や行政など関係機関等と連携し、地域並びに市全体における要援護者等の見守りネットワークの構築を進めます。

(8) よりあい活動支援室内遊具貸与事業

地域で行われているよりあい活動の活性化及び高齢者の介護予防のために室内遊具を貸出します。

4. 当事者及び当事者団体支援

(1) 子ども食堂等の支援〔新規〕

経済的な事情などにより、家庭で十分な食事がとれなくなった子どもに、無料もしくは安価な食事や居場所を提供する子ども食堂等を実施する団体等への支援を行います。

(2) 各福祉団体活動の支援

当事者自らが、課題の解決に向けた活動を自主的に行う福祉団体の活動を支援します。

(3) 歳末たすけあい事業支援

地区社協を通じて実施される地域歳末たすけあい運動の取り組みを支援します。

(4) 火災見舞品支給事業

火災による被災者世帯へ寝具の救援物資を支給します。

(5) 物故者への敬供事業

物故者の生前の労に感謝し、霊前に敬供品と弔意を贈ります。

5. 地域における公益的な取り組みの推進〔新規〕

市内の社会福祉法人等がそれぞれの事業分野の枠を超えて、相互の連携と協働を図りながら、制度の狭間にある福祉課題の解決に向けた取り組みを推進します。

《市民福祉サービス部門》

本会では、住民からの相談やニーズを的確に受け止め、その課題解決のために関係機関と連携を取りながら、様々な支援を行っていきます。

総合相談事業については、本所及び各支所における日常的な相談窓口としての機能を維持しつつ、定期的に心配ごと相談所を開設し、住民の様々な悩みごとの相談に応じていきます。

生活福祉資金貸付事業は、平成 27 年 4 月から始まった生活困窮者自立支援制度と連携しながら行っています。平成 28 年 11 月から実施中の「支援調整会議」へは、ケースの検討と支援に繋げるために毎月参加します。また、個別に生活支援課から本会へ、本会から生活支援課へと繋げ、生活福祉資金の貸付や緊急支援品の支給を行うなど、世帯の経済的自立と生活の安定が図れるように必要な支援を行っていきます。

日常生活自立支援事業については、生活支援員（本会の正規職員 7 名）が利用者の権利擁護のために、金銭管理などの日常的な支援を行っています。今日、認知症のひとり暮らし高齢者の金銭管理に関する相談が増えてきており、現在の生活支援員体制では、全ての利用希望者を受け入れることができないため、利用者の状態を適正に把握し、成年後見制度等の他制度への移行を行うなど、適切に対応していきます。

福祉用具貸与事業については、高齢者や障がい者、一時的に病気やけがをした方などに低料又は無料で福祉用具を貸与しており、特に、電動ベッドは、大変需要が多く、時期によっては返却待ちとなることもあります。福祉用具の利用者やその家族等の福祉の向上を図るために、福祉用具の貸与に留まらず、利用者の状況を把握しながら必要な助言等も併せて行なっていきます。

また、子育て世代の経済的な負担の軽減及び世代交流を図るため、不要となった育児用品について、提供者と需要希望者の橋渡しを行っていきます。

以上、この部門では、福祉サービス利用者の地域での生活支援に向けた相談・支援活動を推進していきます。

1. 総合相談事業

福祉に関する総合相談窓口や心配ごと相談所を設置し、住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言や他の専門機関への紹介を行います。

(1) 日常的な総合相談窓口

(2) 心配ごと相談

□毎週木曜日 13:00～16:00 柳川総合保健福祉センター

[相談員：司法書士、民生児童委員]

2. 生活福祉資金貸付事業

他の貸付制度が利用できない低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等に対し、資金の貸付けと併せて必要な相談支援を行うことにより、経済的自立と生活の安定を図ります。

□資金種類（総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金）

3. 臨時特例つなぎ資金貸付事業

解雇や雇止め等により住居を喪失し、その後の生活維持が困難である離職者に対し、失業給

付等公的給付制度受給までの間の生活費を貸付けることにより、生活の安定を図ります。

4. 緊急支援品支給事業

一時的に食事等の摂取が困難な生活困窮世帯に対して、食糧及び飲料水等を支給することによって、生命維持のための緊急的な支援を行います。また、余剰食品や規格外食品を提供するフードバンクについて、関係機関等と連携を図りながら取り組みを進めていきます。

5. 日常生活自立支援事業

基幹の社協（筑后市社協）と連携し、市社協で配置している生活支援員が、認知症、知的障がい、精神障がいをお持ちの方等で、判断能力が不十分なために日常生活でお困りの方を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理及び書類等の預りサービスを行います。

6. 福祉用具貸与事業

介護保険適用外の虚弱高齢者や障がい児・者及び一時的に病気やけがをされた方等に対して、福祉用具を貸与することにより、利用者及び介護者の日常生活の支援を行います。

- (1) 電動ベッド (2) 車イス (3) 歩行器 (4) 松葉杖 (5) 乳児用ベッド

7. ハンディキャブ貸与事業

車いす利用者や歩行が著しく困難な方に対し、ハンディキャブ（福祉車両）を貸与することにより、利用者の社会参加と日常生活の向上を図ります。また、今年度から2台に増台し、事業の充実を図ります。

8. 各種機材・機器等貸与事業

- (1) 福祉啓発機器の貸出し

地域福祉活動の啓発・促進を図るために視聴覚機器を貸出します。

- (2) 高齢者疑似体験用具の貸出し

高齢者の身体的機能を疑似的に体験し、高齢者に対する理解を深めてもらうために用具を貸出します。

- (3) 住環境改善機材の貸出し

高齢者や障がい者の生活環境の改善や公共のためのボランティア活動を支援するために作業用機材を貸出します。

- (4) 活字文書読み上げ装置の貸出し

視力に障がいのある方の日常生活の便宜を図るため活字読み上げ装置を貸出します。

- (5) お出かけ見守り機器の貸出し

認知症高齢者や障がい児・者の社会参加を支援するため外出支援機器を貸出します。

9. 福祉バス事業〔市受託事業〕

福祉団体等の視察研修及び大会等参加のために福祉バスの運行を行います。

10. 大和・三橋老人福祉センターの管理運営〔市受託事業〕

高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を提供するために設置された大和・三橋老人福祉センターの管理運営を行います。

11. 柳城児童館の管理運営・地域子育て支援拠点事業〔市受託事業〕

児童の健康を増進し、情操を豊かにするために柳城児童館の管理運営を行います。また、同館において、乳幼児と親が気軽に集える場を提供し地域の子育てを支援するため、地域子育て支援拠点事業として、つどいの広場事業を実施します。

12. ファミリーサポートセンター事業〔市受託事業〕

子育てをする人の仕事と育児の両立と安心して働くことができる環境づくりのため、児童の預かり等について、援助を受ける人と援助を提供する人の連絡調整を行います。

《在宅福祉サービス部門》

介護保険事業については、事業種別にみると経営が安定しているものと、厳しい経営となっているものが混在しており、総じて、難しいかじ取りを強いられています。

居宅介護支援事業及び訪問介護事業においては、利用者や家族のニーズへの懇切丁寧な対応や特定事業所加算の継続による質の高い介護サービスの提供に努めたことで、利用者数・介護報酬ともに増加しています。

そのような中、今年4月から介護保険制度の改正に伴い介護報酬の改定が行われます。今回の改定は、身体介護をより重視する一方で生活援助の基本報酬を引き下げる内容となっています。要介護度の軽度者が多く、生活援助の割合が高い本会としましては、今回の介護報酬改定により、厳しい事業所経営となることが予想されます。今後、制度改正に的確に対応しながら、質の高い介護サービスを提供するため介護職員の資質向上に努めます。また、介護事業所のPRや広報活動を行うとともに、他事業所が受け入れ困難な利用者も積極的に受け入れ、その実績の評価により新規利用者の獲得につなげ、安定した事業所経営に努めていきます。

また、昨年度から実施されている「介護予防・日常生活支援総合事業」については、要支援者の訪問介護サービスは総合事業に完全に移行されることとなります。市と連携して更なる地域の支援に取り組むとともに、当該事業に移行した対象者を引き続き受け入れ、生活の質の低下を招かないよう対応可能なサービスを提供していきます。

多様化する介護ニーズに応えるため、社協独自の自費による訪問介護サービスの提供を行っていますが、広報活動や関係機関への周知も進み利用者も増加傾向にあります。引き続き、住み慣れた地域で生活できるよう市民の多様なニーズに対応し、制度の枠にこだわらない柔軟な事業展開を進めていきます。

障害者相談支援事業については、自立支援協議会等と連携し相談支援の充実を図ります。また、今年度約220件の計画相談を継続するとともに、他相談支援事業所と連携しながら、新規の計画相談に速やかに対応します。計画相談と基本相談を兼ね備える相談所として、利用者のニーズに沿ったきめ細やかな相談支援に努めていきます。

以上、この部門では、高齢者や障がい者（児）の方が、「住み慣れた地域で、自分らしく生き生きと暮らしたい」という願いを実現するため、できる限り自立した日常生活が送れるよう支援するため、次の事業を行います。

1. 介護保険事業

(1) 訪問介護事業

訪問介護事業では、介護の必要な高齢者の居宅を訪問し、食事介助・入浴介助・排泄介助等の身体介護や、炊事や洗濯・掃除などの生活援助を、利用者一人ひとりの残存能力を生かしつつ、身体の状況に応じて自立した在宅生活が送れるようにサービスを提供します。

□1ヶ月あたりの延べ訪問回数380回を目標とします。(平成29年度月平均354回)

(2) 訪問入浴介護事業

訪問入浴介護事業では、自宅の浴槽で入浴の困難な方への入浴支援を行います。簡易浴槽を準備し、介護職員2名、看護師1名により居室で安心感のある入浴サービスを提供します。

□ 1ヶ月あたりの利用回数 30 回を目標とします。(平成 29 年度月平均 27 回)

(3) 居宅介護支援事業

居宅介護支援事業では、介護保険制度に基づく介護サービスを受ける時に必要となる介護サービス計画（ケアプラン）の作成、相談、申請代行、サービス調整等を行い、医療・保険・福祉サービスを総合的・効果的に利用できるようにサービスを提供します。

□ 1ヶ月あたりのプラン作成数 120 件を目標とします。(平成 29 年度月平均 120 件)

2. 予防給付事業

(1) 介護予防訪問入浴介護事業

介護予防訪問入浴介護事業では、自宅の浴槽で入浴の困難な方への入浴支援を行います。簡易浴槽を準備し、介護職員 1 名、看護師 1 名により居室で安心感のある入浴サービスを提供します。

※当該事業は、これまで利用実績がありません。

(2) 介護予防支援事業〔地域包括センターからの受託事業〕

介護予防支援事業では、地域包括支援センターの委託を受け、介護保険制度による介護予防サービスを受ける場合に必要となる介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）の作成、相談、サービス調整等を行い、介護状態への進行を防ぎ自立した生活を送れるように支援します。

□ 1ヶ月あたりのプラン作成数 15 件を目標とします。(平成 29 年度月平均 15 件)

3. 障害福祉サービス事業

(1) 身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者居宅介護事業（ホームヘルプサービス）

自立支援給付決定を受けられた身体・知的・精神障がい・難病の方に対し、社会との関わりや個々のニーズを大切にサービスを提供し、在宅で自立した生活を送れるように支援します。

□ 1ヶ月あたりの延べ訪問回数 200 回を目標とします。(平成 29 年度月平均 196 回)

4. 在宅介護自費サービス事業

介護保険法に基づく訪問介護（予防事業含む）、訪問入浴介護（予防事業含む）及び障害者居宅介護事業等における保険給付範囲外のサービスニーズに幅広く対応することができるよう、必要な在宅福祉サービスを提供します。

5. 地域生活支援事業

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援 1・2の方を対象に、従来の介護予防給付事業における炊事・洗濯・掃除などの生活援助を、利用者一人ひとりの残存能力を生かしつつ、身体の状況に応じて自立した在宅生活を送れるようにサービスを提供します。

(2) 移動支援事業〔市受託事業〕

屋外での移動が困難な障がい者（児）の地域における自立生活及び社会参加を図るために、日常生活の外出支援を行います。

(3) 相談支援事業〔市受託事業〕

障がい者等からの相談に応じ、情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援、関係機関との連絡調整や権利擁護等の必要な支援を行います。地域自立支援協議会等を中心とした相談支援体制の組織化を目指します。利用者のニーズに沿った支援体制を構築し、サービス利用計画の作成を含め、計画的かつ包括的な支援を行います。

(4) 入浴サービス事業〔市受託事業〕

在宅の重度身体障がい者（児）の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。

6. 生活管理指導員派遣事業〔市受託事業〕

介護保険非該当者で、一人暮らしなどの理由で家事援助が必要な方に対してホームヘルパーを派遣して、簡単な家事等の日常生活に対する指導・援助を行います。

7. 高齢者生きがい活動支援通所事業〔市受託事業〕

趣味活動等のサービスを提供し、孤立感の解消、並びに介護予防を図り、高齢者の生きがいと社会参加の促進を図ります。

8. ひとり親家庭等日常生活支援員派遣事業〔市受託事業〕

母子家庭、寡婦、及び父子家庭にホームヘルパーを派遣して、日常生活の援助を行います。

9. エンゼルサポーター派遣事業〔市受託事業〕

2人以上の多胎児を養育している家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事、育児に関する支援を行います。

《月別実施事業》

月	事業名
4月	社会福祉大会実行委員会立ち上げ 新任福祉委員委嘱状交付及び新任者研修 福祉データ基礎調査（人口、高齢者、障害者等）
5月	社協だより発行（5月号） 児童福祉月間ポスターによる啓発 監査 理事会
6月	定時評議員会 理事会 地区社協連絡会① 福祉教育教材配布（市内小学校等） 市民福祉座談会（2箇所程度）
7月	社協だより発行（7月号） 地区社協役員研修会 市民福祉講座①② 市民福祉座談会（2箇所程度）
8月	よりあい活動支援講座①② 市民福祉講座③ 市民福祉座談会（1箇所程度）
9月	社協だより発行（9月号） 老人福祉月間ポスターによる啓発 ボランティア入門講座①② よりあい活動支援講座③④ 地区社協連絡会②（視察研修） 災害に強い地域づくり講座（1回） 傾聴ボランティア養成講座①②③ 市民福祉座談会（2箇所程度）
10月	赤い羽根共同募金運動（12月31日まで） 社会福祉大会（10月20日） 災害に強い地域づくり講座（1回） 傾聴ボランティア養成講座④⑤⑥ 福祉委員全体研修 子育て支援講座①② 市民福祉座談会（2箇所程度）
11月	社協だより発行（11月号） 地区社協連絡会③ 災害に強い地域づくり講座（2回） 市民福祉座談会（2箇所程度）
12月	歳末たすけあい運動（12月31日まで） 市民福祉座談会（1箇所程度）
1月	社協だより発行（1月号） 市民福祉座談会（2箇所程度）
2月	地区社協連絡会④ 障がい者問題啓発セミナー①②③ 福祉委員地区別研修会 市民福祉座談会（2箇所程度）
3月	社協だより発行（3月号） 理事会・評議員会

《通年事業》

1. 第2期地域福祉活動計画の推進
2. 心配ごと相談事業
3. 生活福祉資金貸付・臨時特例つなぎ資金貸付窓口事業
4. 緊急支援品支給事業
5. ホームページによる情報配信
6. 地区社協事業
7. よりあい活動支援室内遊具貸与事業
8. 火災見舞品支給事業
9. 物故者への敬供事業
10. 福祉用具貸与事業
11. ハンディキャブ貸与事業
12. 各種機材・機器等貸与事業
13. 子ども食堂等の支援
14. 日常生活自立支援事業
15. 介護保険事業
16. 予防給付事業
17. 障害福祉サービス事業
18. 在宅介護自費サービス事業
19. 介護予防・日常生活支援総合事業
20. 移動支援事業〔市受託事業〕
21. 相談支援事業〔市受託事業〕
22. 入浴サービス事業〔市受託事業〕
23. 生活管理指導員派遣事業〔市受託事業〕
24. 高齢者生きがい活動支援通所事業〔市受託事業〕
25. ひとり親家庭等日常生活支援員派遣事業〔市受託事業〕
26. エンゼルサポーター派遣事業〔市受託事業〕
27. 福祉バス事業〔市受託事業〕
28. 大和・三橋老人福祉センター管理運営〔市受託事業〕
29. ボランティアセンター事業〔市受託事業〕
30. ファミリーサポートセンター事業〔市受託事業〕
31. 児童館運営〔市受託事業〕
32. 地域子育て支援拠点事業〔市受託事業〕